

当金庫は、お客さまからこの取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、この取引に係る契約が成立するものとします。

## 1. 利用目的

夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため、窓口営業時間外に利用してください。

## 2. 契約期間等

### (1) 月払い契約

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日の2か月前までにお客さままたは当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。

### (2) 預入袋単位契約

この契約は、お客さまに貸与した預入袋を当金庫がすべて回収した時点で終了します。この場合、鍵は速やかに当金庫に返却してください。また、預入袋は、契約日から1年以内の利用とします。

## 3. 使用料

(1) お客さまは、別にお知らせした夜間金庫の使用料を、次のとおり当金庫に支払うものとします。

### ① 月払い契約

契約日の属する月の翌月から毎月20日（休日の場合は翌営業日）に、お客さまが指定した当座預金口座または普通預金口座（総合口座を含みます。）から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。

万一、預金残高が振替金額に満たない場合は、お客さまに連絡することなく、入金後同様の処理をいたします。

なお、解約の際は、解約日の属する月の使用料を支払ってください。

### ② 預入袋単位契約

貸与する預入袋の個数分に応じた使用料を、契約時に支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更する場合があります。変更後の使用料は、変更日以後最初の振替日から適用します。

## 4. 利用方法

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を、当金庫所定の入金票、通帳等とともに当金庫所定

の預入袋に入れ、その預入袋を施錠のうえ、夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2) 預入袋を投入したあとは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

## 5. 預金への受入処理

(1) この夜間金庫に投入された預入袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ、指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

## 6. 預入袋等の返却

預入袋、通帳等は当金庫の受入手続が終了したあと返却いたしますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

## 7. 鍵の保管等

(1) 投入口鍵はお客さまが保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行なってください。

(2) 預入袋鍵正副のうち、正鍵はお客さまが、副鍵は当金庫が保管し、預入袋の開閉に使用します。

## 8. 鍵、預入袋の紛失、毀損

投入口鍵、預入袋および預入袋正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面により当金庫に届け出てください。この場合、修理費、再製費、錠前等の取り替えに要する費用を負担してください。

## 9. 損害の負担等

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入扉の不完全な開閉、預入袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について1. に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

## 10. 反社会的勢力との取引拒絶

この夜間金庫は、11. (2)②イからハまでのいずれにも該当しない場合に利用することができ、いずれか一つでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用をお断りするものとします。

## 1 1. 解約等

### (1) 都合解約

この契約は、お客さままたは当金庫の都合により、いつでも一時中止または解約することができます。この場合は、投入口鍵、預入袋および預入袋正鍵を直ちに当金庫へ返却してください。

### (2) 強制解約

① 次のイからニまでの一つにでも該当した場合には、当金庫はこの夜間金庫の取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

イ 当金庫に支払うべき使用料を支払わなかった場合。

ロ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客さまの所在が不明となった場合。

ハ 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあった場合。

ニ お客さまが当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

② ①のほか、次のイからハまでの一つにでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

イ お客さまが夜間金庫申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

ロ お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

ハ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他のAからDまでに準ずる行為

#### 1 2. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権は、譲渡・転貸または質入れすることはできません。また、投入鍵、預入袋及び預入袋正鍵についても同様とします。

#### 1 3. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭掲示、ウェブサイトその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

#### 1 4. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取り扱います。

以 上